

大阪学校生活協同組合のみなさまへ

団体割引 15%適用!!

前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。

長期給与補償プランのご案内

(団体長期障害所得補償保険)

◆このプランは個人でご契約することはできないため、団体内で募集のこの機会に是非ご加入ください。

◆団体割引 15%が適用されます。



保険期間

2025年11月1日午後4時～2026年11月1日午後4時（1年間）

申込締切日

2025年9月30日（火）

加入申込票提出先

大阪市学校用品株式会社

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合



保険料の払込方法

- 保険料払込方法：2026年1月の給与より毎月控除させていただきます。
- 新規加入、加入内容変更をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

★募集の結果、被保険者が10名以上にならなかった場合には、契約は成立しません。この場合は改めてご連絡させていただきます。

「団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「団体長期障害所得補償保険（GLTD）パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



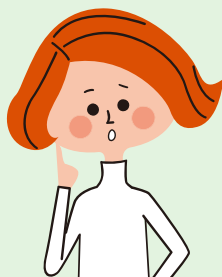
GLTD_71491

大阪学校生活協同組合

万が一

病気やケガで長期間働けなくなった場合、 収入が減少するリスクがあります

思いがけない突然の
病気やケガ



収入がなくなっても
出費は続きます。



ローン（住宅・車など）

教育費



生活費



医療費

そのリスクに備え、収入を補償する保険が 長期給与補償プランです！

4つの特長

1 団体制度でしかご加入できません！！

このプランは個人でご契約することはできません。この機会に是非ご加入ください。

（注）お申込人、被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、次項をご確認ください。

2 長期にわたる就業障害を補償！！

公的保険や従来の所得補償保険では補えない、長期の就業障害を補償します。



3 自宅療養中も補償！！

入院中のみでなく、自宅療養中も保険金の支払対象となります。

4 職場復帰後も継続補償！！

職場復帰後も就業障害が残り、所得喪失率が20%を超える場合、所得の喪失割合に応じて補償が継続されます。



お問い合わせ先

<代理店・扱者>

大阪市学校用品株式会社
〒537-0003 大阪市東成区神路 3-4-13
TEL 06-6736-5005 FAX 06-6981-3457
住友生命保険相互会社 関西総合法人部
〒540-8512 大阪府大阪市中央区城見 1-4-35
TEL 06-6937-1897 FAX 06-6937-1792

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第三部公務開発室
〒540-8677 大阪市中央区北浜 4 丁目 3 番 1 号
TEL 06-6233-1536

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）
事故は いち早く

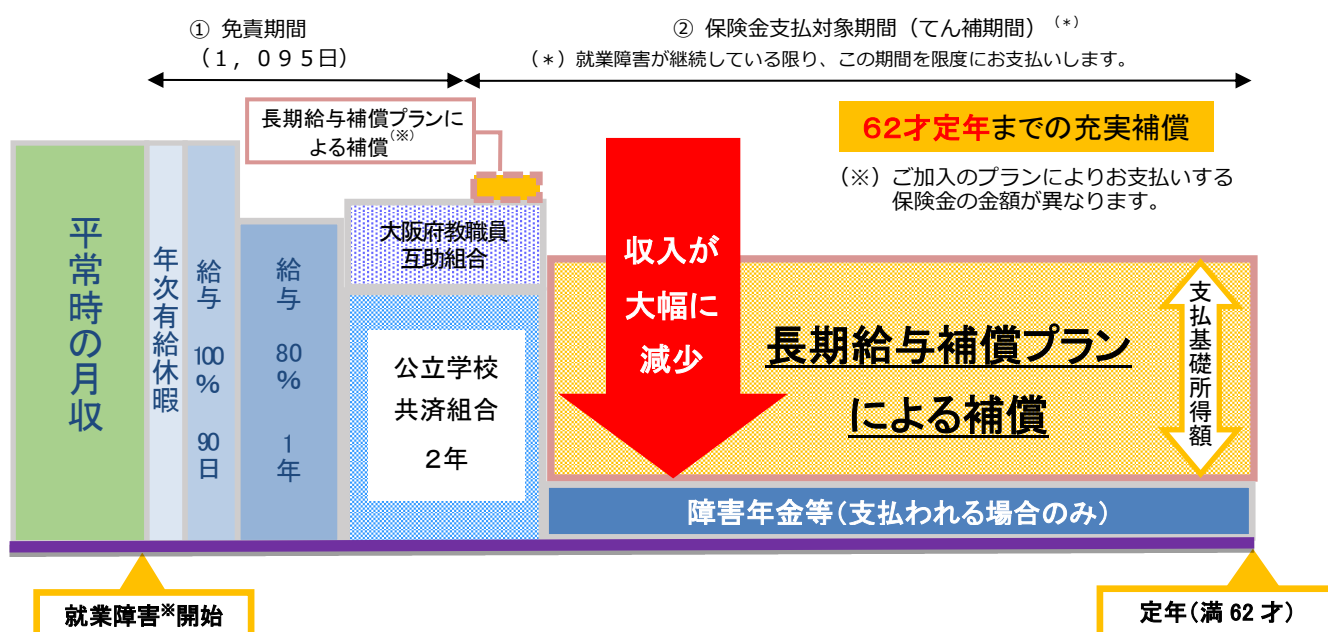
保険契約者・お申込人となる方・被保険者（補償の対象者）本人となる方

- この保険は大阪学校生活協同組合が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となる方は大阪学校生活協同組合の組合員の方に限ります。
- 団体長期障害所得補償保険の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただけるのは、現在お働きになっている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、保険期間の開始時点で満20才以上満60才以下かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。また、この制度で被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、大阪学校生活協同組合の組合員の方に限ります。ただし、告知日現在、正常に勤務していない方、健康保険の対象とならない方、非常勤・アルバイト・パートの方を除きます。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

【補償内容】 ※印を付した用語については、パンフレット別冊の「※印の用語のご説明」をご覧ください（初出時のみ※印を付しています）。

- ① 免責期間※：1,095日（免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定事項明細書（以下「協定書」といいます）で決めていません。）
- ② 保険金支払対象期間（てん補期間※）：62才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで（免責期間の終了日の翌日から62才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間）。
ただし、精神障害による就業障害の場合はてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。
- ③ 支払基礎所得額※：10万円、15万円、20万円、25万円、30万円、35万円より選択してください。

補償イメージ <健康時の収入を100とした時の収入イメージ図>



お支払いする保険金

就業障害発生直前の所得額に対する、保険金支払対象期間（てん補期間）の所得額の減少した割合を支払基礎所得額に乘じた額をお支払いします。

保険金算出の計算式

てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、以下の式によって算出した額をお支払いします。

$$\text{保険金額} \times \left(1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}\right) \times 100\%$$

支払基礎所得額

所得喪失率※

約定給付率※

保険金のお支払例

- 保険金額（支払基礎所得額）：20万円（1口）に加入
- 保険金支払対象期間（てん補期間）において3年間全く働けず、その後1年間一部復職（所得の50%を回復）
- 就業障害発生直前の各月における所得の額：40万円

<3年間の就業障害に対する保険金>

$$20\text{万円} \times \left(1 - \frac{0\text{円}}{40\text{万円}}\right) \times 100\% \times 36\text{か月}(3\text{年}) = 720\text{万円}$$

<1年間の一部復職に対する保険金>

$$20\text{万円} \times \left(1 - \frac{20\text{万円}}{40\text{万円}}\right) \times 100\% \times 12\text{か月}(1\text{年}) = 120\text{万円}$$

合計お支払保険金 840万円

ご加入プランと月払保険料

【補償内容】

< 条件 >

- ・免責期間：1,095日
- ・保険金支払対象期間（てん補期間）：62才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで（免責期間の終了日の翌日から62才に達する誕生日前日の属する事業年度末日までの期間が3年に満たない場合は最長3年間）
ただし、精神障害による就業障害の場合は、てん補期間にかかわらず24か月が限度となります。
- ・セットされている特約：天災危険補償特約、精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方にセット）

月払保険料

保険金額 〔支払基礎所得額（月額）〕	新規採用 の方おすすめプラン		月収25万円 の方おすすめプラン		月収30万円 の方おすすめプラン	
	10万円		15万円		20万円	
セット名	A 1 0		A 1 5		A 2 0	
年令 性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20～24才	641円	458円	961円	687円	1,281円	916円
25～29才	675円	582円	1,012円	873円	1,350円	1,163円
30～34才	781円	790円	1,172円	1,185円	1,563円	1,580円
35～39才	978円	1,121円	1,467円	1,681円	1,956円	2,241円
40～44才	1,353円	1,697円	2,029円	2,546円	2,706円	3,395円
45～49才	1,806円	2,217円	2,709円	3,325円	3,611円	4,434円
50～54才	2,062円	2,376円	3,093円	3,564円	4,124円	4,752円
55～59才	2,055円	2,100円	3,083円	3,151円	4,111円	4,201円
60才	3,411円	3,210円	5,117円	4,816円	6,823円	6,421円

保険金額 〔支払基礎所得額（月額）〕	月収40万円 の方おすすめプラン		月収45万円 の方おすすめプラン		月収50万円超 の方おすすめプラン	
	25万円		30万円		35万円	
セット名	A 2 5		A 3 0		A 3 5	
年令 性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20～24才	1,601円	1,145円	1,922円	1,375円	2,242円	1,604円
25～29才	1,687円	1,454円	2,025円	1,745円	2,362円	2,036円
30～34才	1,953円	1,975円	2,344円	2,370円	2,735円	2,765円
35～39才	2,446円	2,802円	2,935円	3,362円	3,424円	3,922円
40～44才	3,382円	4,244円	4,058円	5,092円	4,735円	5,941円
45～49才	4,514円	5,542円	5,417円	6,651円	6,320円	7,759円
50～54才	5,155円	5,940円	6,186円	7,128円	7,217円	8,316円
55～59才	5,139円	5,251円	6,166円	6,301円	7,194円	7,352円
60才	8,529円	8,026円	10,234円	9,631円	11,940円	11,237円

○年令は保険始期（2025年11月1日）時点での満年令となります。

○被保険者としてご加入いただける方は、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年令が満20才から満60才までの方となります。

○平均月間所得額の70%以下となるようなセットをお申し込みください。

○お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※（35万円）を限度とします。

●本パンフレットで募集するプランにセットされている特約

条項名・特約名	保険金の種類	募集プラン名
補償条項、基本条項	団体長期障害所得補償保険金	全プラン
天災危険補償特約		
精神障害補償特約		
妊娠に伴う身体障害補償特約（女性の方にセット）		